

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年 月

大和市

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 目次

1. 計画の策定にあたって	1
1) 計画で定める事項	1
2) 計画の位置づけ	1
3) 計画の期間	2
4) 計画策定のポイント	2
5) 基本的な考え方	3, 4
6) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の変更点	5
2. 成果目標	6
1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	7
3) 福祉施設から一般就労への移行等	8
4) 障がい児支援の提供体制の整備等	9, 10
5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】	11
6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築【新規】	12
3. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の種類ごとの必要量の見込み	13
1) 訪問系サービス	13
2) 日中活動系サービス	14, 15
3) 居住系サービス	16
4) 計画相談支援	17
5) 障がい児通所支援（障がい児福祉サービス）	18, 19
4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み	20
1) 理解促進研修・啓発事業	20
2) 自発的活動支援事業	20
3) 相談支援事業	21
4) 成年後見制度利用支援事業	21
5) 成年後見制度法人後見支援事業	22
6) 意思疎通支援事業	22
7) 日常生活用具給付等事業	23
8) 手話奉仕員養成研修事業	23
9) 移動支援事業	23
10) 地域活動支援センター事業	24
11) 日中一時支援事業	24
12) 訪問入浴サービス事業	24
5. 発達障がい者等に対する支援【新規】	25
6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【数値目標新規】	26
7. 目標値と必要量を確保するための方策	27
1) 適切な障がい福祉サービス等の提供体制の整備	27
2) 障がい福祉サービス等を提供する事業者の充実	27
3) 近隣市町村等との広域的な連携	27
資料編	28

1. 計画の策定にあたって

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）及び「児童福祉法」に基づき作成される、国の基本指針に即して策定します。

なお、「障害者総合支援法」第88条第6項において、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に定めることができると規定されていることから、本市は一体的に定めることとします。

1) 計画で定める事項

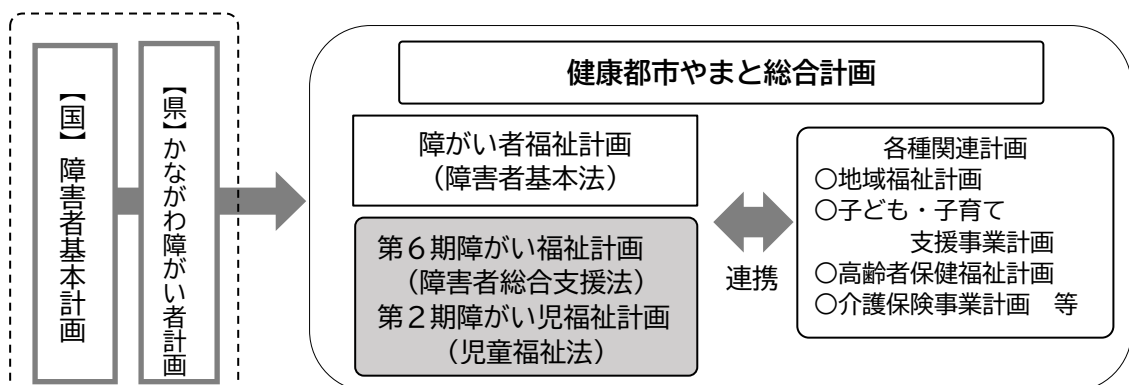
「障害者総合支援法」第88条、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、国の基本指針に沿って、成果目標、障がい福祉サービス・障がい児支援等の見込み量、地域生活支援事業の見込み及び提供体制の確保に関する事項を定めます。

<定める事項>

- 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量 等

2) 計画の位置づけ

- ・市町村における障がい福祉に関する法定計画は、「障害者基本法」第11条において規定される「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」の3つの計画があります。
- ・本計画は、地域の实情に合わせて障がい福祉サービス等の数値目標やサービスの見込み量等を定めています。
- ・一方、「障がい者福祉計画」は、「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。



3) 計画の期間

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の期間は、国の基本指針で定めるとおり3年間とし、令和3年度から令和5年度までとします。

	平成					令和						
	27	28	29	30	31 1	2	3	4	5	6	7	
障がい者福祉計画												
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画												

4) 計画策定のポイント

○計画の方針は第5期を踏襲しつつ、課題の変化に臨機応変に対応します。

第5期障がい福祉計画策定時の基本指針において示した考え方を基本的に踏襲しつつ、共生社会の実現や障がい児発達支援の充実等、社会の課題の変化にも適切に対応します。

○第5期計画の進捗状況の分析と評価に基づく計画とします。

第5期障がい福祉計画の実績に基づき、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に向けた課題の整理を行い、それらを踏まえサービス基盤整備を推進します。こうした取り組みを念頭に置き、数値目標及びサービス見込み量を設定します。

5) 基本的な考え方

○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援の実施

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することにより、その自立と社会参加の実現、人権の尊重および権利擁護を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

○障がい種別によらない障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む）ならびに難病等、障がいの種別や年齢にかかわらず、必要なサービスが利用できるよう、市内の障がい福祉サービス提供事業所等と連携し、支援を実施します。

○地域共生社会¹の実現に向けた取り組みの推進

地域の住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所を中心として、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス提供の体制整備を進めます。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する上で、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援、自立支援といった課題に対応し、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活支援拠点等を活用したサービス提供体制の確保に努めるとともに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討を進めます。

○障がい児の健やかな育成のための発達支援の実施

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

○障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたり安定的な障がい福祉サービス等を提供するため、専門性を高めるための研修や多職種間の連携の推進などに取り組みます。

¹ 地域共生社会

制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○障がい者の社会参加を支える取り組みの推進

障がい者等の地域における社会参加を促進するため、障がい者等の多様なニーズを踏まえ、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

以上の考え方にに基づき、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の数値目標と見込量の設定を行いました。

6) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の変更点

第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)

1. 計画の策定にあたって

2. 成果目標

- 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3) 地域生活支援拠点等の整備
- 4) 福祉施設から一般就労への移行
- 5) 障がい児支援の提供体制の整備等

3. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の種類ごとの必要量の見込み

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 相談支援
- 障がい児通所支援等

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

5. 目標値と必要量を確保するための方策

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

1. 計画の策定にあたって

2. 成果目標

- 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2) 【新規】地域生活支援拠点などが有する機能の充実
- 3) 福祉施設から一般就労への移行
- 4) 障がい児支援の提供体制の整備
- 5) 【新規】相談支援体制の充実・強化等
- 6) 【新規】障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の種類ごとの必要量の見込み

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 相談支援
- 障がい児通所支援等

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

5. 【新規】発達障がい者等に対する支援

6. 【数値目標新規】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

7. 目標値と必要量を確保するための方策

2. 成果目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とします。 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とします。

(本市の考え方)

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和元年度末時点での施設入所者数は153人となっており、第5期（平成30年度から令和2年度）の地域生活移行者の目標14名に対して、令和元年度までの実績は4名と目標達成は難しい状況です。

第6期は、令和5年度末時点での施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする国の指針に留意しつつ、令和2年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの設置見通し等を総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 施設入所者数の削減

施設入所者の削減については、第5期の目標で、令和2年度末の施設入所者数を154人と設定していることから、ほぼ目標に近い数値を達成できる見込みです。

第6期は、1.6%以上の削減を目指すという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、社会資源の充実等を総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

項目	数値	考え方
令和元年度末の入所者数 (A)	153人	令和元年度末現在
【目標値】地域生活移行 (B)	5人 (3.3%)	(A)のうち、令和5年度末までに地域移行する方の目標数
新たな施設入所利用者数 (C)	5人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な方の見込数
令和5年度末の施設入所者数 (D)	153人	令和5年度末の利用見込数 (A - B + C)
【目標値】施設入所者削減数 (E)	0人 (0%)	差引減少見込数 (A - D)

2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標値【新規】

(国の指針)

目標設定の考え方
・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

(本市の考え方)

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、本市の地域生活支援拠点については、面的整備済みとしています。介護者の高齢化や親亡き後も安心して生活するため、地域生活支援拠点等が有する各機能の充実・強化へ向け、検証及び検討を実施します。

(具体的目標)

項目	数値(令和5年度目標)
拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	1回

3) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値【項目追加】

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度の実績の1.27倍以上を基本とします。併せて、就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上とそれぞれの事業の移行者数を定めることとします。 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。 令和5年度における就労定着支援事業の定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上基本とします。

(本市の考え方)

第5期末(令和2年度)の目標であった、就労への移行者数45人は、令和元年度に達成しましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度は実績への影響が見込まれます。また、就労移行支援事業の利用者数は、平成30年度に68人、令和元年度で86人と増加傾向ではあるものの、目標である116人の達成は難しい見込みです。

第6期については、引き続き障がい者等の就労支援に向け、ハローワークや関係機関等との連携を強化するとともに、これまでの就労移行支援事業に加え、就労継続支援事業等にも目標を設定している国の指針に基づき、実情を踏まえて目標を設定します。

(具体的目標)

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数	45人	令和元年度実績
(内訳) 就労移行支援事業	40人	
就労継続支援A型事業	1人	
就労継続支援B型事業	2人	
その他	2人	
【目標値】令和5年度の一般就労への移行者数	57人	1.27倍
(内訳) 就労移行支援事業	52人	1.30倍
就労継続支援A型事業	2人	1.26倍
就労継続支援B型事業	3人	1.23倍
その他	0人	
【目標値】就労移行支援事業等を通じ、一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	7割	令和5年度末目標
【目標値】就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	令和5年度末目標

4) 障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

(国の指針)

目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。・令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施すること等により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とします。・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

(本市の考え方)

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障がい児通所支援体制を構築します。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の安定した利用の促進を図ります。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援するため、児童発達支援センター及び専門的機能を有した事業所の利用促進を図ります。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を進めます。

(具体的目標)

項目	目標 (令和5年度)	方策
児童発達支援センター設置数	1か所	児童発達支援センター第1松風園を中核とし、より重層的な地域支援体制の構築を目指します。
保育所等訪問支援事業実施事業所	1か所	既存の市内事業所を中心に、更なる安定利用の促進を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	2か所	既存の市内事業所を中心に、更なる安定利用の促進を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	2か所	
医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置	有	障害者自立支援協議会で行われている協議を深め、関係機関の更なる連携を進めます。
医療的ケア児に関するコーディネーター (又はコーディネート機能を有する支援機関)	2人	コーディネーターを中心に、総合的かつ包括的な支援の提供及び地域づくりを進め、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。

5) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標値【新規】

(国の指針)

目標設定の考え方
・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

(本市の考え方)

障がい者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用、および障がい者等のニーズに対応する相談支援体制の確保が不可欠です。

本市では、基幹相談支援センターである、大和市障害者自立支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援体制を構築しています。引き続き、市の相談支援事業である「なんでも・そうだん・やまと」および相談支援各事業所への指導や助言、各種研修を通じた相談支援専門員の育成およびスキルアップに努め、相談支援体制のさらなる強化に努めていきます。

(具体的目標)

項目	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施	有
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言件数	24件
地域の相談支援事業者への人材育成支援件数	12件
地域の相談機関との連携強化取組実施回数	12回

6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標値【新規】

(国の指針)

目標設定の考え方
・令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とします。

(本市の考え方)

障がい福祉サービス等が多様化する中、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活するためには、真に必要なサービスを提供することが重要です。そのために、市職員が、国・県等が主催する各種研修に引き続き積極的に参加することにより、障害者総合支援法や障がい者・障がい児政策の理解を深め、必要とする障がい福祉サービス等が提供出来ているか、点検します。

また、障害者自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤等の事例について市内事業所等と連携・共有することで、引き続き事業所の適正な運営を確保します。

(具体的目標)

項目	令和5年度目標
神奈川県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員（障がい福祉課・すくすく子育て課）の延べ参加人数	20人
自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有
実施回数	1回

3. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の

種類ごとの必要量の見込み

居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・就労移行支援・短期入所等の指定障害福祉サービス、相談支援、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の令和5年度までの必要量を実績に応じて見込んでいます。

なお、「障害者総合支援法」及び計画の基本指針にならない、障がい児・者を複合した表記を「障がい者等」としています。

1) 訪問系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護	障がい者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者等に対して、入浴・排せつ・食事や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者等に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がい者等が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。

(年度別月あたり見込量)

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (合計)	時間	4, 172	4, 549	4, 631	4, 714
	人	254	275	280	285

2) 日中活動系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、機能向上の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	機能訓練：身体機能の向上訓練を行います。 生活訓練：生活能力の向上訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	A型：雇成型 B型：非雇成型
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業に就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、一定期間、事業所や家族等への連絡調整を行います。
療養介護	常時医療と介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（福祉型）	障がい者等を自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	福祉型：障がい者支援施設等において実施します。 医療型：病院、診療所、介護老人保健施設等において実施します。

(年度別の月あたり見込量)

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	11,178	11,592	11,638	11,684
	実利用者数 (人)	486	504	506	508
自立訓練 (機能訓練)	人日	42	42	42	42
	実利用者数 (人)	3	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人日	444	468	468	468
	実利用者数 (人)	37	39	39	39

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日	1,665	1,739	1,812	1,885
	実利用者数 (人)	91	95	99	103
就労継続支援A型	人日	720	720	760	800
	実利用者数 (人)	36	36	38	40
就労継続支援B型	人日	6,609	6,678	6,851	7,007
	実利用者数 (人)	382	386	395	405
就労定着支援	実利用者数 (人)	59	79	100	120
療養介護	年間見込量 (人)	17	18	18	18
短期入所(福祉型)	人日	406	476	503	533
	実利用者数 (人)	86	96	102	108
短期入所(医療型)	人日	94	109	116	122
	実利用者数 (人)	20	22	23	24

3) 居住系サービス

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う居住において、障がい者の相談や日常生活上のサービスを提供します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。
自立生活援助	共同生活援助や施設入所を利用していた障がい者が地域生活への移行を希望する場合に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切なサービスを提供します。

(年度別の月あたり見込量)

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	269	309	339	369
施設入所支援	人/月	154	156	154	153
自立生活援助	人/月	0	1	1	1

4) 計画相談支援

(サービスの種別とサービスの内容)

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援	障がい者の総合的な相談やサービスの利用援助等、サービス利用計画 ³ の作成等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設に入所中、または長期入院中の障がい者が、地域生活に移行するため必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等ができるよう、支援を行います。

(年度別の月あたり見込量)

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	180	201	221	241
地域相談支援 (地域移行支援)	人/年	1	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人/年	1	1	1	1

³ サービス利用計画

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障がい者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行う。

5) 障がい児通所支援（障がい児福祉サービス）

（サービスの種別とサービスの内容）

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	重症心身障がい児を対象に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児であって障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児を対象に、障がい児支援利用計画 ⁴ を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	重度かつ医療的ケアを要する障がい児に対して、福祉、医療、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

（年度別の月あたり見込量）

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	1, 377	1, 457	1, 544	1, 637
	実利用者数 (人)	225	243	261	279
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日	4, 632	4, 991	5, 390	5, 821
	実利用者数 (人)	706	760	814	868

⁴障がい児支援利用計画

障がい児が障がい児通所支援を適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて指定障がい児相談支援事業者が作成する。事業者は障がい児の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等について計画を立てるとともに、サービス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行う。

サービス種別	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	人日	30	33	36	40
	実利用者数 (人)	26	29	32	35
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0	10
	実利用者数 (人)	0	0	0	2
障害児相談支援	人	101	108	115	122
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置人数	人	1	1	1	2

4. 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業について、令和5年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

次のような事業を行います。

- ・教室等の開催
- ・イベントの開催

第6期計画では、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

理解促進研修・啓発事業	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込みの有無	無し※	有	有	有

※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止となりました。

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

次のような事業を行います。

- ・ピアサポート⁵事業
- ・ボランティア活動支援

第6期計画では、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

自発的活動支援事業	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

⁵ ピアサポート

peer (仲間) support (助け合う)。仲間(当事者)どうし支援する、助け合うこと。

3) 相談支援事業

事業として、次のような支援を行います。

- ・福祉サービスに係る情報の提供
- ・地域での生活を営むための支援
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・専門のサービス提供機関

自立支援協議会を設置し、相談事業の評価や困難事例への対応に係わる調整を行います。

第6期計画では、相談支援各事業別に実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

相談支援事業		令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数 3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	地域自立支援協議会	実施見込みの有無 有	有	有	有
基幹相談支援センター		実施見込みの有無 有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施見込みの有無 有	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施見込みの有無 有	有	有	有

4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

第6期計画は、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

成年後見制度利用支援事業	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

第6期計画は、国の指針に基づき、事業の実施の有無を見込みました。

(年度別の見込)

成年後見制度 法人後見支援事業	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込みの有無	有	有	有	有

6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者・要約筆記者⁶派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。

第6期計画では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の延べ利用人数及び手話通訳設置事業の実設置者数」を本市の実績に基づき見込みました。

(年度別の見込量)

意思疎通支援事業	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業 の延べ利用者数	人	307	355	360	360
要約筆記者派遣事業 の延べ利用者数	人	26	32	35	35
手話通訳者設置事業 の実設置者数	人	2	2	2	2

⁶要約筆記者（筆記通訳者）

話の内容を筆記により伝えることで、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人。

7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等の日常生活が円滑に行われるための用具を給付することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

第6期計画では、実績を基に勘案し、推計しました。

(年度別の見込量)

日常生活用具 給付等事業	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付等見込件数	件	4,715	4,767	4,819	4,871

8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するための研修を行います。

第6期計画は、国の指針に基づき、養成講習終了者数を見込みました。

(年度別の見込量)

手話奉仕員 養成研修事業	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習修了者数	人	0※	30	30	30

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となりました。

9) 移動支援事業

移動支援事業は、身体障がいのうち全身性障がい、知的障がい及び精神障がい者等が移動する際の支援を行います。

第6期計画では、障がい者等の実利用見込者数、延べ利用見込時間を基に推計しました。

(年度別の見込量)

移動支援事業	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	178	208	226	246
延べ利用時間数	時間	20,616	24,140	26,216	28,471

10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

第6期計画では、「市内、市外別の実施箇所数・実利用者数」を勘案し推計しました。

（年度別の見込量）

地域活動支援センター		単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
	実利用者数	人	90	100	110	120
市外	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	実利用者数	人	1	2	2	2

11) 日中一時支援事業

日中、一時的に見守りが必要な障がい児者を対象に、日中活動の場を確保します。

第6期では、障がい児者等の年度別の月あたりの実利用見込者数に基づき算出しました。

（年度別の見込量）

日中一時支援事業	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	2,957	3,551	3,715	3,886

12) 訪問入浴サービス事業

ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がい者等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。

第6期計画では、過去の利用者数の伸び率などから算出しました。

（年度別の見込量）

訪問入浴	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	814	931	1,048	1,165

5. 発達障がい者等に関する支援の内容及び必要量の

見込み【新規】

発達障がい者等の早期発見には、発達障がい者およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や手法を身に着け、適切な対応が出来るよう、ペアレントトレーニング等を実施します。

(見込量)

	令和5年度 目標
ペアレントトレーニング支援プログラムの受講人数	10人
ペアレントメンター ⁷ の人数	1人

(年度別の見込量)

訪問入浴	単位	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポート活動への参加人数	人	16	16	16	26

⁷ メンター

仕事や人生における指導者、理解者、支援者、助言者などを指す。

6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る支援の内容及び必要量の見込み

【数値目標新設】

精神障がい者が安心して地域生活を送れるよう、保健・医療・福祉関係者が出席する協議の場を通じて、重層的な支援を構築するために必要な協議の場の開催回数、関係者の参加人数、目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

また、精神障がい者が現に利用している地域生活に必要な各種サービスの利用者数を勘案し、今後の見込みを定めます。

	令和5年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

(年度別の見込量)

	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	63人	73人	80人	87人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人	1人

7. 目標値と必要量を確保するための方策

1) 適切な障がい福祉サービス等の提供体制の整備

本市では、障がい者等が個人として尊重され、能力や適性に応じて地域の中で日常生活や社会生活を送ることができるよう、自立と社会参加をサポートしていくための福祉施設として、市障害者自立支援センターを設置しています。

今後も、市障害者自立支援センターを中核として、市内の3か所で実施している相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」や、市障害者自立支援協議会等を活用し、引き続き障がい福祉サービス等のニーズを把握し、適切な障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう努めます。

2) 障がい福祉サービス等を提供する事業者の充実

本市には、多くの障がい福祉サービス等提供事業者があり、障がい者等の日常生活を支援していますが、障がい者等のニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められます。

このため、地域で活動している様々な団体や非営利活動法人等に対して各種研修を実施する等により育成を行うとともに、新たな障がい福祉サービス等提供事業者を誘導する等、見込み量の確保のため、基盤の充実に図ります。

3) 近隣市町村等との広域的な連携

本市では、障がい者等の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障がい福祉サービス等が選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、市民生活のニーズに応えられる環境づくりを進められるよう、県及び近隣市町村等の関係機関との連携を強化します。

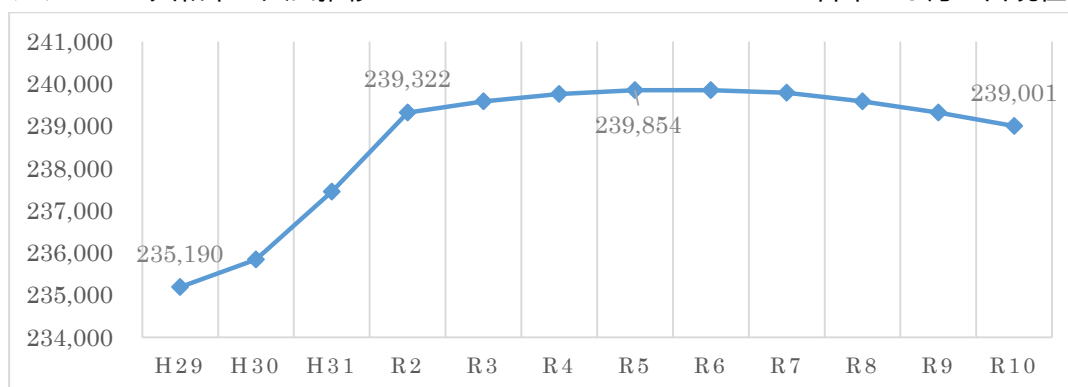
資料編

1. 大和市の現状

1) 人口推移

本市の人口⁸は、市制施行以来一貫して増加してきました。将来人口の推計では、令和5年まで増加し、その後は徐々に減少していくと予測されています。

グラフ1 大和市の人口推移 各年10月1日現在(単位:人)

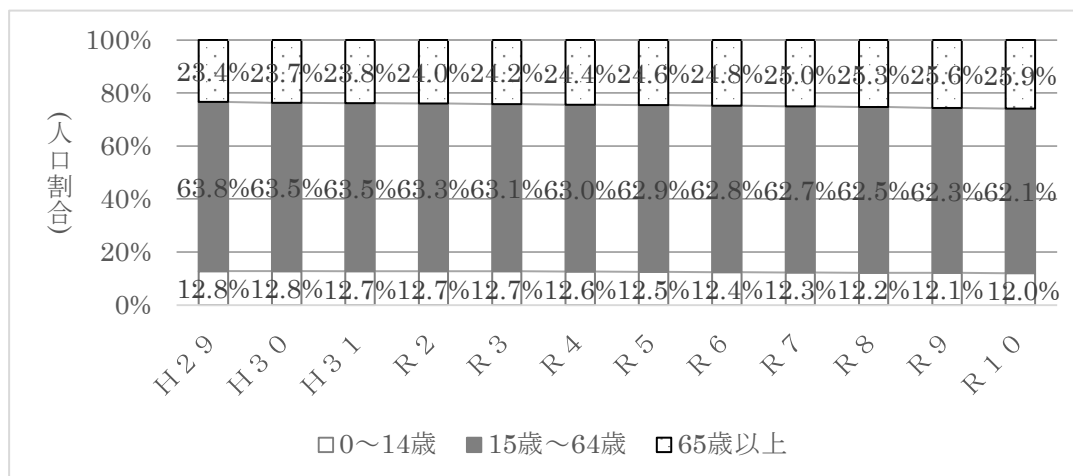


資料) 大和市総合計画策定に係わる人口推計データ

2) 人口の年齢構成の見通し

年齢の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、令和7年には4人に1人が65歳以上の市民になると予測されます。また、市の総人口に占める年少人口(0歳から14歳までの人口)減少傾向が続き、今後も総人口に対する年少人口の割合は減少し、少子化の傾向が強まると予測されます。

グラフ2 人口の年齢構成の見通し



資料) 大和市総合計画策定に係わる人口推計データ

⁸ 人口

人口の統計方法は、住民基本台帳を基準にする方法と、国勢調査を基準にする方法があります。ここでは、住民基本台帳を基準に算出した数値を記載しています。

3) 障がい者の人数

(1) 障害者手帳所持者数の推移

令和2年3月末現在、身体障害者手帳の所持者は5,894人、療育手帳所持者（知的障がい）は1,764人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,982人でした。

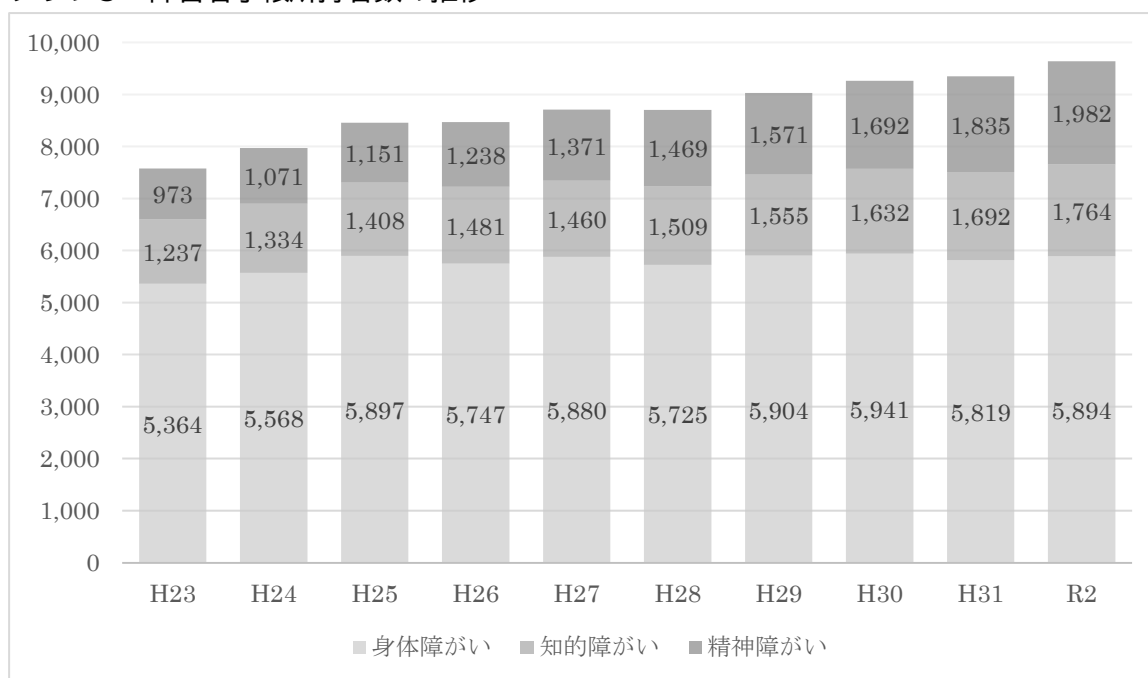
表1 障害者手帳所持者数の推移

各年3月末現在（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
身体障がい	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894
知的障がい	1,237	1,334	1,408	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692	1,764
精神障がい	973	1,071	1,151	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835	1,982

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

グラフ3 障害者手帳所持者数の推移



(2) 身体障がい（身体障害者手帳所持者）

令和2年3月末現在、身体障害者手帳の所持者は5,894人でした。平成23年から比較すると、1.10倍の増加となっています。

障がい程度別では、重度者（1級、2級）が全体の53.4%となっています。

表2 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
1級	1,932	2,029	2,182	2,128	2,206	2,154	2,260	2,256	2,249	2,262
2級	999	1009	1024	968	965	938	945	957	888	887
3級	743	780	815	800	790	758	778	792	784	823
4級	1,158	1,212	1,302	1,300	1,346	1,299	1,329	1,338	1,299	1,318
5級	274	264	273	264	270	271	283	294	289	291
6級	258	274	301	287	303	305	309	304	310	313
合計	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

障がい部位別にみると、令和2年3月末では、肢体不自由が2,819人で、全体の47.8%となっています。次いで、心臓、じん臓、聴覚、視覚の順に多くなっています。

表3 障がい部位別身体障害者手帳所持者数

各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
視覚	271	345	359	353	362	353	365	364	363	364
聴覚	353	414	434	440	474	470	482	496	492	515
平行機能	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
音声言語	46	83	87	77	58	53	50	54	53	53
肢体不自由	3,242	3,020	2,940	3,060	3,087	2,969	3,013	2,979	2,836	2,819
心臓	745	841	859	862	914	918	973	1,005	1,024	1,053
じん臓	428	520	559	564	578	570	603	613	635	659
呼吸器	65	82	77	67	67	61	68	66	56	60
膀胱又は直腸	203	246	275	246	256	252	266	271	269	275
小腸	2	4	5	5	4	4	5	6	4	4
肝臓	8	12	13	12	12	11	12	14	13	15
免疫				60	66	63	66	72	73	76
その他			288							
合計	5,364	5,568	5,897	5,747	5,880	5,725	5,904	5,941	5,819	5,894

(3) 知的障がい（療育手帳所持者）

令和2年3月末現在、療育手帳の所持者は1,764人でした。平成23年から比較すると、1.43倍の増加となっています。

障がい程度別の構成比をみると、最重度者は17.4%、重度者が19.0%、中度者が22.8%、軽度者が40.8%となっています。

表4 等級別療育手帳所持者数の推移

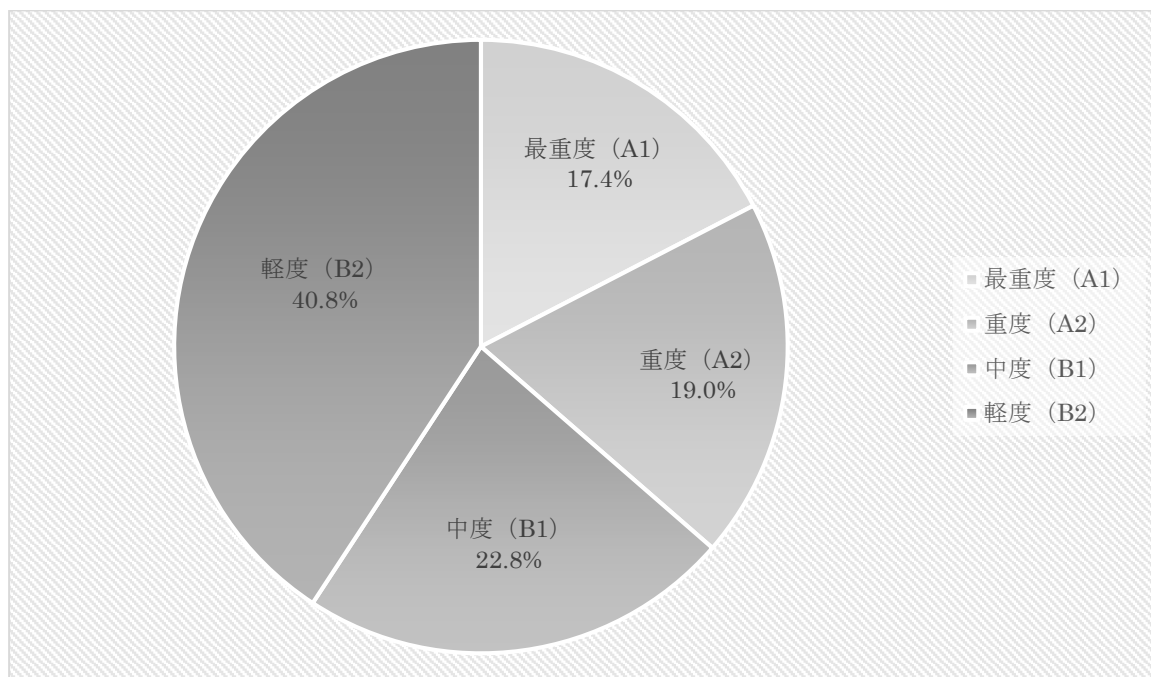
各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
最重度 (A1)	251	266	266	287	277	284	292	293	303	307
重度 (A2)	255	272	282	293	276	287	297	306	314	335
中度 (B1)	313	346	363	386	392	388	383	396	401	403
軽度 (B2)	418	450	497	515	515	550	583	637	674	719
合計	1,237	1,334	1,408	1,481	1,460	1,509	1,555	1,632	1,692	1,764

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

グラフ4 療育手帳程度別構成比

(令和2年3月末現在)



(4) 精神障がい

①精神障害者保健福祉手帳所持者

令和2年3月末現在、精神障害者保健福祉手帳の所持者は1,982人でした。平成23年から比較すると、2.04倍の増加となっています。

表5 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
1級	117	123	131	134	142	144	151	144	148	156
2級	547	610	675	711	780	853	911	982	1,061	1,134
3級	309	338	345	393	449	472	509	566	626	692
合計	973	1,071	1,151	1,238	1,371	1,469	1,571	1,692	1,835	1,982

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

②自立支援医療(精神通院)受給者

令和2年3月末現在、自立支援医療(精神通院)の受給者は4,060人でした。平成23年から比較すると、1.47倍の増加となっています。

表6 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
人数	2,769	2,927	3,110	3,205	3,316	3,417	3,552	3,670	3,884	4,060

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

4) 障がい児の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳を所持する児童数は、令和2年3月末現在で129人でした。年により増減がみられますが、平成23年から比較すると、14%減少しました。

表7 身体障害者手帳を所持する児童数の推移 各年3月末現在(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
人数	150	141	140	133	139	135	143	138	130	129

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

令和2年3月末現在、障がい程度の構成比は、重度者(1級、2級)が58.1%となっています。障がい部位別にみると、肢体不自由が77人で全体の59.7%となっています。その次に心臓、聴覚、視覚の順に多くなっています。

表8 等級、障がい部位別数 令和2年3月末現在(単位:人)

	視覚	聴覚	平衡機能	音声言語咀嚼	肢体不自由	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は直腸	小腸	肝臓	その他	合計
1級	1	0	0	0	45	10	0	0	0	0	4	0	60
2級	0	2	0	0	12	0	0	0	1	0	0	0	15
3級	2	5	0	2	12	6	0	1	3	1	0	0	32
4級	0	3	0	0	5	3	0	0	2	0	0	0	13
5級	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
6級	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	8
合計	4	15	0	2	77	19	0	1	6	1	4	0	129

資料) 大和市「保健と福祉」令和2年度版

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳を所持する児童数は、令和2年3月末現在で654人でした。平成23年から比較すると、1.24倍となっています。等級別でみると、重度(A2)が1.18倍、軽度(B2)が1.42倍と増加しています。

表9 療育手帳を所持する児童数の推移（等級別） 各年2年3月末現在（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
最重度 (A1)	83	90	77	76	73	75	78	76	75	71
重度 (A2)	87	91	96	92	84	86	86	94	93	103
中度 (B1)	99	115	130	135	125	120	118	114	114	111
軽度 (B2)	259	272	291	294	299	311	324	344	355	369
合計	528	568	594	597	581	592	606	628	637	654

資料) 大和市「保健と福祉」各年度版

(3) 特別支援学級の生徒数の推移

令和2年5月1日現在の特別支援学級の生徒数は小学校475人、中学校162人で、あわせて637人でした。平成23年から比較すると、小学校は1.77倍、中学校は1.71倍となっています。

表10 特別支援学級生徒数の推移 各年5月1日現在（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
小学校	269	300	307	330	269	384	390	422	448	475
中学校	95	93	116	119	95	126	138	145	119	162
合計	364	393	423	449	364	510	528	567	568	637

資料) 大和市「大和の教育」各年度版

2. ヒアリング調査結果

1) 調査目的

「障がい者福祉計画」（令和2年度～令和6年度）および「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定にあたり、本市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的とし、各団体の現状と課題や今後の意向などについてヒアリング調査を実施しました。

2) 調査対象

調査対象は、サービス提供事業者、保育・学校、当事者団体等、障がい福祉の現場に係わる団体を選定しました。

1. 障がい福祉事業者・支援機関 … 11団体

団体名	備考
社会福祉法人 福慶会	施設入所支援、生活介護（身体）、 相談支援 等
社会福祉法人 やまねっと	就労継続支援（身体、知的）、 生活介護（知的）等
社会福祉法人 県央福祉会	短期入所、地域活動支援センター（当時）、 相談支援 等
特定非営利活動法人 ボイスの会	就労継続支援（精神）
特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ想	居宅介護、重度訪問介護 等
社会福祉法人 すずらんの会	基幹相談支援センター、就労支援、 相談支援 等
特定非営利活動法人 かながわ精神障害者就労支援事業所の会	就労継続支援（精神）
社会福祉法人 大和しらかし会	福祉型児童発達支援センター、 相談支援 等
特定非営利活動法人 サポートハウス・ ワンピース	放課後等デイサービス 等
株式会社 カスケード東京	放課後等デイサービス、児童発達支援 等
大和市社会福祉協議会	

2. 保育・学校 … 8団体

団体名	備考
教育委員会指導室	
緑野保育園	市内保育園代表
瀬谷養護学校	
三ツ境養護学校	
ひなたやま支援学校	
座間養護学校	
藤沢養護学校	
栄真学園	サポート校

3. 当事者・関係団体 … 9団体

団体名	備考
大和市身体障害者福祉協会	
大和市身体障害者福祉協会視覚部	
大和市身体障害者福祉協会聴覚部	
大和市肢体不自由児者父母の会	
大和市手をつなぐ育成会	
大和市自閉症児・者親の会	
大和市精神障害者家族会（大和さくら会）	
やまとまと	精神障がい者当事者会
大和市腎友会	じん臓機能障がい当事者会

3) 調査方法

実施にあたっては、事前にヒアリングシートの記入を依頼し、その後、団体ごとに個別に1～2時間程度のヒアリングを実施しました。

4) 実施期間

令和元年7月5日～7月30日

5) ヒアリング調査の結果

各関係団体から、様々な意見、指摘をいただきました。各団体の意見を踏まえた問題点、課題のうち、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に関するものは次の通りとなります。

【障がい福祉計画】	
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヘルパー（特に男性）が不足している。 ◆ヘルパーの需要が多い時間帯が重なるので、希望通りに利用できない。
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆送迎がない事業所が多く、利用できない（事業所の送迎を希望）。 ◆入浴が課題となっている方が多いことから、共生型生活介護事業所（介護保険制度の通所介護事業所等）の充実を望む。 ◆市内の短期入所事業所は他の方が予約済で利用できないことが多く、拡充を希望する。
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神障がい者向けグループホームの拡充を希望する。 ◆グループホームは世話人などの人材確保が課題である。
計画相談支援 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援専門員の増員を希望する。 ◆人材育成の観点から、相談支援専門員の人事異動は頻繁に行わないでほしい。
成年後見制度利用 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度の利用がより広まるには、ご家族などに制度の内容を理解してもらう必要がある。 ◆市長申し立て制度は、利用のハードルが高く感じる。
意思疎通支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆派遣の目的に制限があるため、見直しを求める声がある。
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆小さくても事業所数が充実し、選択肢が増えるようになってほしい。
地域活動支援 センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆センターの存在を知らない障がい者がいるので、医療機関にパンフレットの配架や、「広報やまと」で市民へ周知を希望する。
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆充実できれば日中の居場所提供として効果がある。

【障がい児福祉計画】	
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆他市と比較し、複数の放課後等デイサービス事業所を利用している障がい児が多いと感じている。（事業所が増えれば、複数の事業所へ通わずに済む） ◆放課後等デイサービス事業所と日中一時支援の棲み分けが出来るよう、事業所数の充実を希望する。
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援専門員のさらなるレベルアップを望む。学校のことを相談した際、助言をもらえないことがあるようだ。

3. 策定経過

日程		事項
令和 元年度	7月5日～ 7月30日	サービス提供事業者、当事者、家族会、保育・学校などへの ヒアリング実施
令和 2年度	8月4日	第1回大和市障がい者福祉計画審議会 ・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗について ・(仮称)第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について ・ヒアリングについて
	10月	市障害者自立支援協議会第1回定例会(書面会議) ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の報告
	令和3年2月	第2回大和市障がい者福祉計画審議会(書面会議) ・(仮称)第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案) について
	3月 日	第3回大和市障がい者福祉計画審議会 ・(仮称)第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案) について
	3月 日	市障害者自立支援協議会第2回定例会(書面会議) ・(仮称)第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案) について

4. 大和市障がい者福祉計画審議会委員名簿

氏名（敬称略）	分野
◎隅河内 司	学識関係者
○関水 正之	医療経験者
板坂 和明	教育関係者
佐藤 倫孝	障がい福祉に関する事業者
内藤 則義	障がいのある市民又は家族
春日 恵美子	障がいのある市民又は家族
木村 敬光	障がいのある市民又は家族
中丸 由美子	関係行政機関の職員
村元 良悦	社会福祉協議会の職員
鈴木 泉	関係行政機関の職員
遠藤 武夫	民生委員
鈴木 清雄	民生委員

◎会長 ○会長職務代理

大和市 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月 令和3年(2021)年3月

編集・発行 大和市 健康福祉部 障がい福祉課 電話 046-260-5665

こども部 すくすく子育て課 電話 046-260-5673

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号